

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項の規定によつて、
広島県公立大学法人の令和四年度財務諸表を別冊のとおり公告する。

令和五年九月二十八日

広島県公立大学法人理事長 鈴木 典比古